

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について

2018年6月
電力・ガス取引監視等委員会

第3弾改正電気事業法（2015年6月17日成立）において、2020年度から一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離を行う（一般送配電事業及び送電事業者と発電・小売電気事業の兼業を原則禁止する）とともに、あわせて、一般送配電事業者及び送電事業者とそれぞれの特定関係事業者¹（以下、「グループ内の発電・小売電気事業者等」という。）の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされている。電力・ガス取引監視等委員会は、その省令及び運用のあり方について、法改正時の議論も踏まえて検討を進め、以下の通り結論を得た。

I. 一般送配電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

1. 情報の適正な管理のための体制整備等

改正電気事業法においては、一般送配電事業者が以下の体制整備等を行うこととされている。

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

その措置の具体的な内容について省令で規定することとされているところ、以下のようになっていることが適当である。

(1) 情報を適正に管理するための体制の整備

一般送配電事業者は、送配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出することを適確に防止するため、以下①～③の措置を講じることとする。

- ① 建物を発電・小売電気事業者等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売電気事業者等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）

¹ 「特定関係事業者」の第3弾改正電気事業法の定義

- ① 一般送配電事業者の子会社、親会社若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者
- ② 当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

32 ③情報の適正な管理に係る規程の整備、情報管理責任者の設置、従業者の教育など、
33 情報を安全に管理するために必要な措置を講じること

34 (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

35 一般送配電事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体
36 制整備として、以下①～④の措置を講じることとする。

37 ① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」という。）における
38 発電・小売電気事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内
39 容及び経緯を記録し保存すること

40 ② 託送供給等業務の実施状況を監視する独立した²監視部門を置くこと

41 ③ 当該監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること

42 ④ 当該監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

43 (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

44 一般送配電事業者は、(1)・(2)に加えて、法令遵守計画（内部規程の整備、従業
45 者等の研修・管理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など）を策定
46 し、その計画を実施することとする。

47 2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

48 改正電気事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止
49 に加えて、その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの）を禁止するこ
50 ととされている。

51 グループ内の発電・小売電気事業者等が一般送配電事業者の信用力・ブランド力を
52 活用してグループ内の発電・小売電気事業者の営業活動を有利にすることは、電気供
53 給事業者間の適正な競争関係を阻害するものであり、本規定により、社名、商標、広
54 告・宣伝等について一定の規制を行うべきと考えられる。具体的には、以下の規制を
55 行うことが適当である。

56 (1) 社名

57 一般送配電事業者及びグループ内の発電・小売電気事業者が、お互いが同一視され
58 るおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるもので
59 あり、禁止する。

60 一般送配電事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般電気事業者名等）を使用す
61

²「独立した」とは、託送供給等業務の執行部門と別の指揮系統の下にあること及びグループ内の発電・小売電気事業者からの影響を受けないこと（兼職をしない等）をいう。

62 ることについては、その社名の中に一般送配電事業者であることを示す文言を入れる
63 場合のみ許容されることとするのが適当である。

64 (2) 商標

65 一般送配電事業者及びグループ内の発電・小売電気事業者が、お互いが同一視され
66 るおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるもので
67 あり、禁止する。

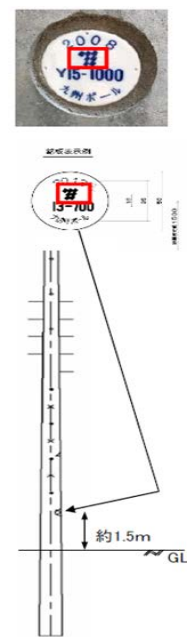
68 グループ内の発電・小売電気事業者がグループ商標を使用している場合において、
69 一般送配電事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが同
70 一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止される。

71 ただし、以下の場合については、適正な競争関係を阻害しないと考えられることか
72 ら、許容されることとする。

73 ◇ 一般送配電事業者が、一般送配電事業者の独自商標と併せてグループ商標を用いる
74 場合

75 ◇ 例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マ
76 ンホール等における目立たない刻印、電柱に埋めこまれたサイズの小さい番号札・
77 標示板など、グループ内の発電・小売電気事業者の営業活動に効果があるとは考え
78 られない場合（なお、法的分離以降、一般送配電事業者がこうしたものを新たに設
79 置する場合には、グループ商標のみを用いないことを事業者に求めることとする）

80 ○電柱の番号札・標示板（例）



81

82

83 (3) 広告・宣伝等

84 一般送配電事業者が、グループ内の発電・小売電気事業を有利にする広告・宣伝等
85 を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

86 グループ内の発電・小売電気事業者等が、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を
87 利用して、グループ内の発電・小売電気事業を有利にする広告・宣伝等を行うことにつ
88 いても、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

89 **3. 業務の受委託等に関する規律**

90 (1) 例外として許容される業務委託の内容（送配電 → 発電・小売電気等）

91 改正電気事業法においては、一般送配電事業者がグループ内の発電・小売電気事業
92 者等及びその子会社等³に送配電業務を委託することを原則禁止するとしている。

93 それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のよう
94 にすることが適当である。

95
96 以下の①～③については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止
97 の例外とする。

98 ① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

99 ア 一般送配電事業者のみが知り得る非公開情報（発電・小売電気事業に参考になる
100 もの。）を取扱う業務の委託

101 イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、発電・小売電気事業者の競争
102 条件に影響を与えることができる業務の委託

103 ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募・入札等をせずに実施する業務の委託

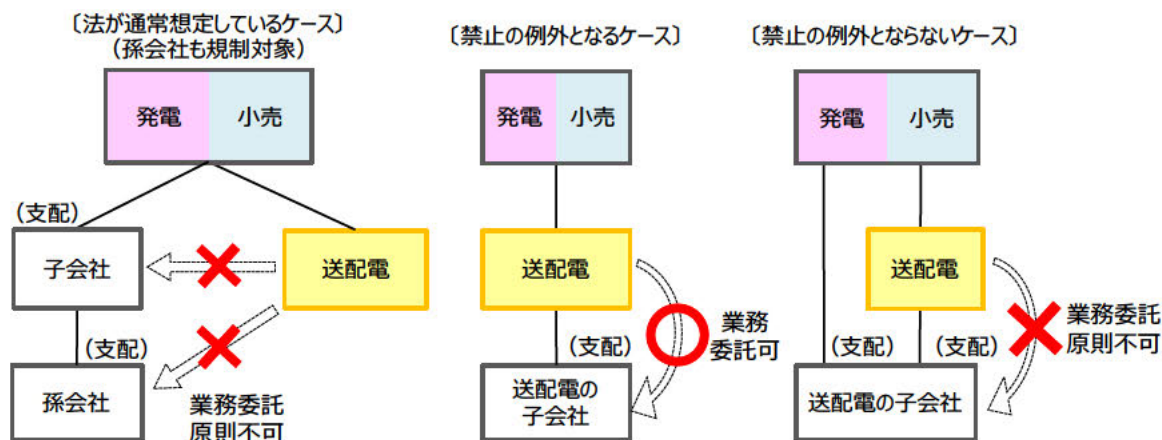
104 ② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度
105 及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと
106 考えられる場合

107 ③ 一般送配電事業者の子会社等（一般送配電事業者を通じての支配以外では、グル
108 ープ内の発電・小売電気事業者の支配がない会社に限る）への業務委託

³「子会社等」の第3弾改正電気事業法の定義は、会社法第二条第三号の二に規定する子会社等と同様。

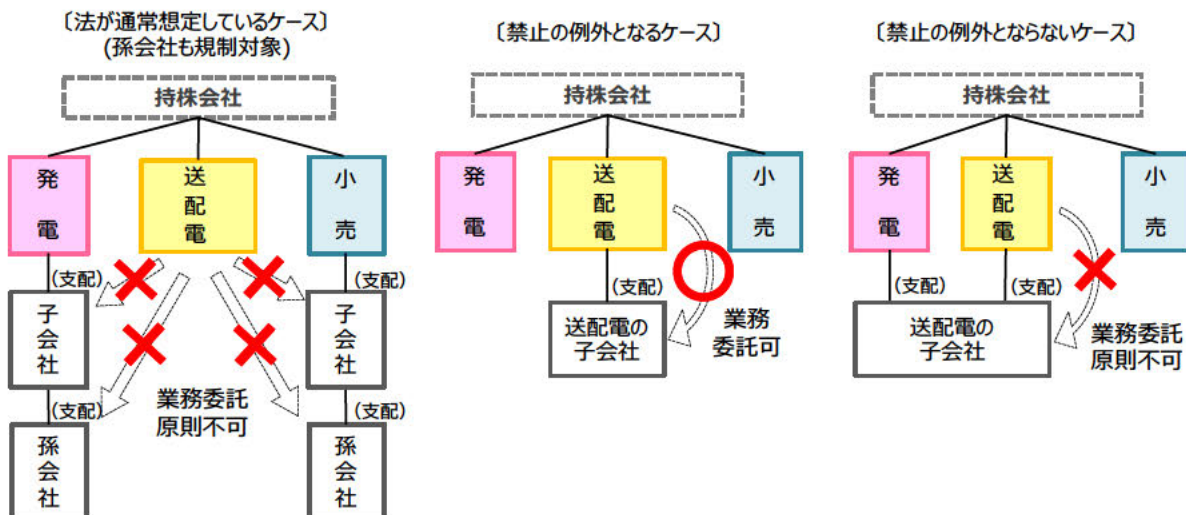
109 【発電・小売電気事業者の子会社・孫会社への業務委託の取扱い】

○発電・小売親会社方式



110

○持株会社方式



111

112 (2) 例外として許容される業務受託の内容 (発電・小売電気 → 送配電)

113 改正電気事業法においては、一般送配電事業者がグループ内の発電・小売電気事業者
 114 者から発電・小売電気業務を受託することを原則禁止としている。
 115 それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のよう
 116 にすることが適当である。

117

118 以下①及び②については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止
 119 の例外とする。

120 ① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

121 ア 一般送配電事業者のみが知り得る情報や一般送配電事業の人的・物的資源を不当

122 に活用して、あるいは、関連する送配電業務の実施を変更・調整するなどして受
123 託した業務の成果を高めることができる業務の受託

124 イ 合理的な理由なくグループ内の発電・小売電気事業者以外からは受託しないな
125 ど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託

126 ② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度
127 及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと
128 考えられる場合

129 (3) 公募せずに委託できる最終保障供給および離島供給の業務

130 改正電気事業法においては、一般送配電事業者が最終保障供給又は離島供給の業務
131 を公募することなくグループ内の小売電気・発電事業者に委託することを、原則禁止
132 することとされている。

133 その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにす
134 ることが適当である。

135
136 緊急の必要があり、かつ公募実施までの間のみなど極めて短期な期間に限定した業
137 務委託については、例外として公募しなくてもよいこととする。

138 4. グループ内での取引に関する規律

139 (1) 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのあ 140 る条件」の具体的な判断基準

141 改正電気事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、一般送配電事業
142 者とグループ内の発電・小売電気事業者等（特殊の関係のある者を含む）との間の取
143 引は「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれの
144 ある条件」で行ってはならないこととされている。その具体的な判断基準は、以下と
145 することが適当である。

146
147 「通常取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場
148 合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

149 なお、より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様で
150 あり、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局によ
151 る監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際に、あらた
152 めて議論することとする。

153 (2) 規制の対象となる一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

154 本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等（迂回取引）も
 155 防止する観点から、グループ内の発電・小売電気事業者等に加えて、一般送配電事業
 156 者と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることとされている。その具体的な
 157 範囲については省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適
 158 当である。

159
 160 以下①及び②の者については、不適正な利益移転等に資する取引（迂回取引）に関
 161 与するおそれがあることから、一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」として、
 162 本規制の対象とする。

163 ① グループ内の発電・小売電気事業者等の子会社等及び関連会社⁴

164 ② グループ内の発電・小売電気事業者等の主要株主⁵

165 **5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律**

166 改正電気事業法においては、以下の図のように一般送配電事業者とグループ内の発
 167 電・小売電気事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲
 168 (②及び③) や、禁止の例外 (①及び④) について、省令で規定することとされてい
 169 るところ、以下のようにすることが適当である。

改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の発電・小売電気事業者等※1）		
		取締役等※3	重要な役割を担う従業者③	その他の従業者
一般送配電事業者	取締役等※2	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	特定送配電等業務に従事する従業者②			
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

※1 グループ内の発電・小売電気事業者等とは、グループ内の発電・小売電気事業者及びその経営を実質的に支配している者

※2 一般送配電事業者における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

※3 グループ内の発電・小売電気事業者等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

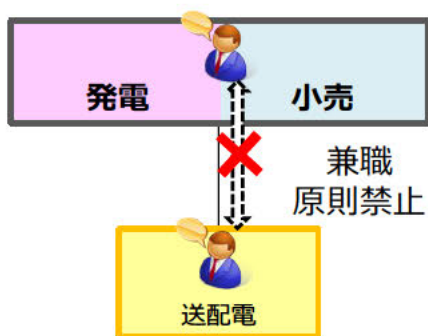
170

⁴ 「関連会社」の定義は、会社法、会社計算規則による。

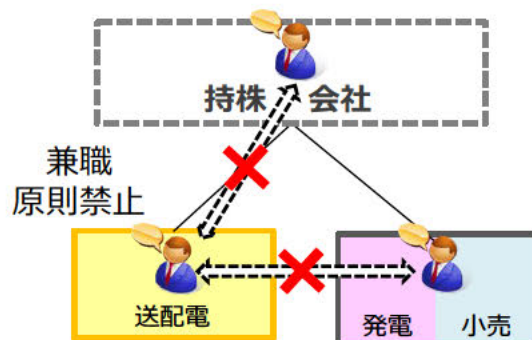
⁵ 「主要株主」の定義は、銀行法及び銀行法施行規則並びに金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令と同様。

171 【取締役等の兼職規制】

○発電・小売親会社方式



○持株会社方式



172

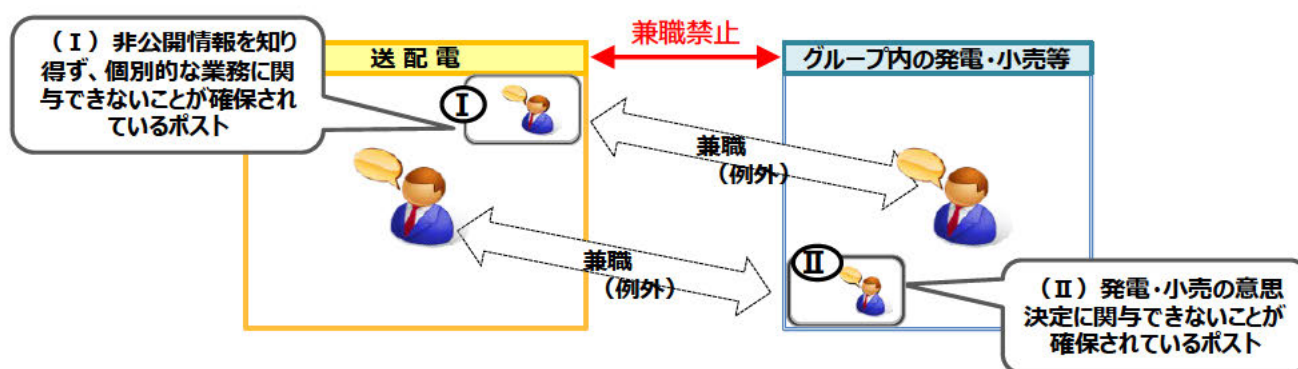
173 (1) 取締役等の兼職禁止の例外 (表①)

174 取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確
175 保されている場合とし、以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

176 Ⅰ) 一般送配電事業者のポストにおいて、発電・小売電気に参考になり得る非公開情
177 報を知り得ず、一般送配電事業の個別的な業務（発電・小売電気の事業に影響を
178 与えることが可能なもの）に関与できないことが確保されている場合

179 Ⅱ) 発電・小売電気事業者等のポストにおいて、発電・小売電気の事業の意思決定に
180 関与できないことが確保されている場合

181 【取締役等の兼職禁止の例外について】



182

183

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

送配電のポスト（Ⅰ）の場合	発電・小売等のポスト（Ⅱ）の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程等で、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手することを禁止する ・社内規程等で、兼職者に送配電が持つ発電・小売の非公開情報を提供することを禁止する。 ・システム上、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報にアクセスできないようにする ・社内規程等で、兼職者が送配電の個別的な業務に関与することを禁止する ・兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手していないこと、情報提供を受けていないこと、送配電の個別的な業務に関与していないことを監視・検証する体制を整備し、運用する (例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程等で、兼職者が発電・小売事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む） ・兼職者が発電・小売業務の意思決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用する (例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認) 等

184

185

(2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、③）

186

一般送配電事業者の従業者と発電・小売電気事業者等との従業者の兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を規定することが適当である。

187

188

189

こうしたことから、法で規定される特定送配電等業務に従事する従業者（表②）及び発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）については、それぞれ以下のとおりとする。

190

191

192

ア) 特定送配電等業務に従事する従業者（表②）

193

一般送配電事業者において、発電・小売電気事業に参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業者（i）及び一般送配電事業の個別的な業務（発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの）に関与できる業務に従事する従業者（ii）

194

195

196

197

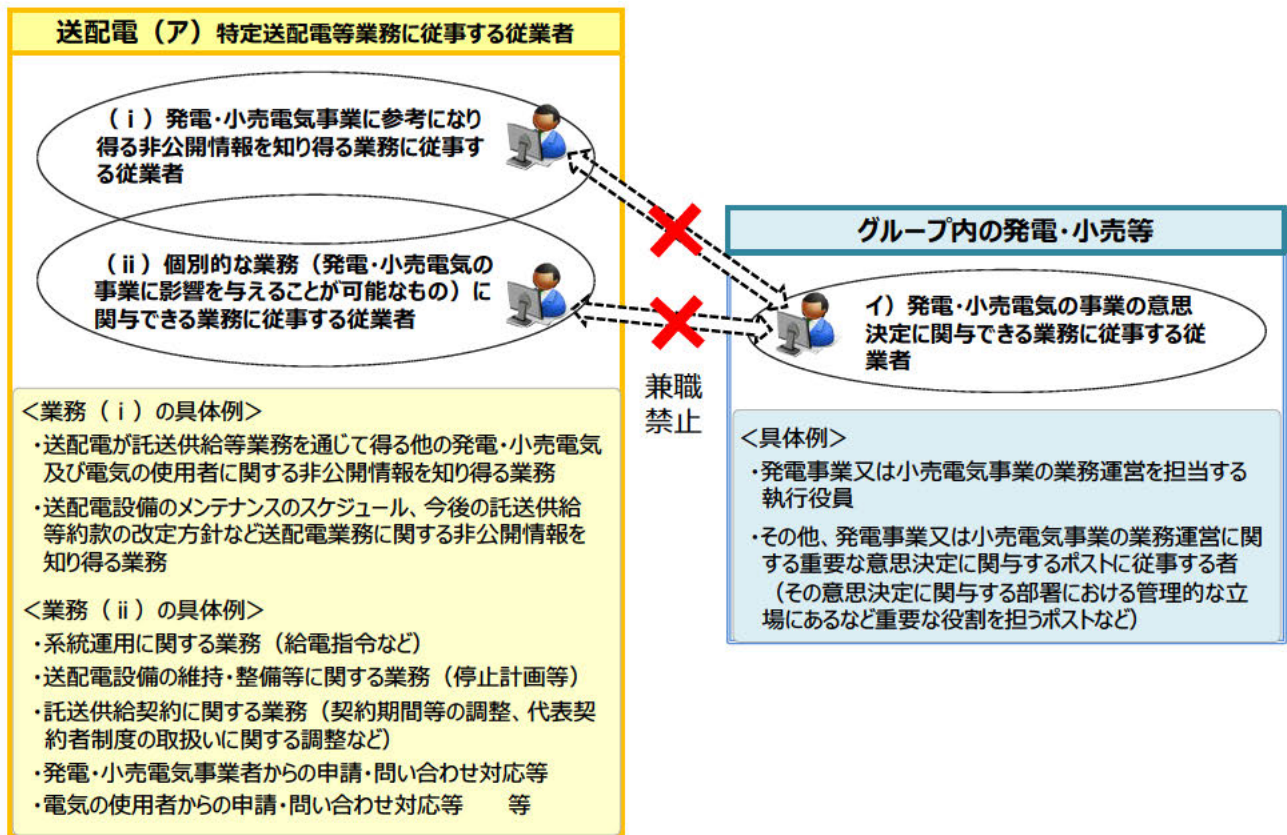
イ) 発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

198

発電・小売電気事業者等において、発電・小売電気の事業の意思決定に関与できる業務に従事する従業者

199

【従業者の兼職規制の範囲】



201

202

203

(3) 事業者の説明責任について

204

一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

205

206

207

<一般送配電事業者及びグループ内の発電・小売電気事業者等が行う説明の内容の例>

208

- ・全ての兼職者の業務内容、ポスト等、必要性

209

- ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠

210

- ・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度） 等

211 II. 送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

212 改正電気事業法においては、送電事業者についても、一般送配電事業者と同様、法
213 的分離（兼業規制）を義務付けるとともに、行為規制を課すこととされている。

214 送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、グループ内の発電・
215 小売電気事業者等に参考になり得る非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業
216 者は、発電・小売電気事業者の事業に影響を与えることができる業務を行っている。
217 こうしたことを踏まえ、その行為規制の具体的内容は、以下のようにすることが適当
218 である。

219

220 送電事業者にかかる以下の行為規制の省令は、上述 I に記載した、一般送配電事業
221 者にかかる行為規制の省令と同様の内容とすることが適当である⁶。

222 ① 情報の適正な管理のための体制整備等

223 ② 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

224 ③ 業務の受委託等に関する規律

225 ④ グループ内での取引に関する規律

226 ⑤ 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

227 ただし、送電事業者に求める体制整備のうち、業務の実施状況を適切に監視するた
228 めの体制の整備については、その規模や業務の内容等の実情に応じた体制とすること
229 を許容することが適当である。

⁶ 具体的な運用においては、送電事業者が有する非公開情報の内容や業務の内容を踏まえて判断される。そのため、個別の判断は一般送配電事業者と異なる場合がある（現状、送電事業者が知り得る非公開情報の内容や量、発電・小売電気事業者等の競争条件に影響を与えることができる業務は、一般送配電事業者より少ない。）。